

## 設計・施工業務実施に当たり順守すべき基準

### 1 この基準の位置づけ

この基準は、瀬戸内市民電力の工事 6-1、6-2、6-3 の実施に当たり順守すべき基準を定めるものである。

### 2 主要設備の基準

#### (1) 太陽光発電設備

- ①国産が望ましいが、国内メーカーが国外で生産し供給するものでも可とする。
- ②募集要項に定める定格出力を確保すること。
- ③曇天時にも高効率発電が発揮できる機種が望ましい。
- ④設置場所、設置方法における JIS C8955(2017)に定められている荷重（風圧、地震等）に耐えうる構造であること

#### (2) パワーコンディショナ

- ①国産が望ましいが、国内メーカーが国外で生産し供給するものでも可とする。
- ②発電量を有効活用できる定格容量の機器を設置すること。
- ③発電、送電、蓄電状況が遠隔で確認、制御できるよう下記「(4) 発電・蓄電データの計測」に定めるシステムに接続可能なパワーコンディショナを選定すること。（通信プロトコルの開示が必要となるため、対応可能な機器とすること）ただし、基本的にハッキング等の被害を受けることを排除する必要がある。
- ④余剰電力を販売する場合は、FIT 及び FIP 制度によらない一般系統への接続（相対契約による売電）を可能なものとする。

#### (3) 蓄電池

- ①国産が望ましいが、国内メーカーが国外で生産し供給するものでも可とする。
- ②「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」中の「交付対象事業となる事業」の「1 脱炭素先行地域づくり事業（2）交付対象事業の内容（エ）蓄電池」に規定する条件を満たすこと。
- ③蓄電池は、常時満充電で使用できること。
- ④周辺環境：-10℃～40℃及び湿度 15～85%でも作動すること。

#### (4) 発電・蓄電データの計測

- ①発電電力・充放電電力データ管理は、外部からアクセス可能な機能を有することとする。具体的には「株式会社ラプラス・システム」社の『L・eye 太陽光発電パッケージ』等による遠隔監視が行える仕様とし、同システム 10 年間契約のパッケージ費用を施工費に計上すること。

### 3 設計の基準

## (1) 設計の進め方

- ① 実地調査及び発注者との打合せを十分に行い、意匠、機能及び構造等基本的な考え方をまとめ、発注者側の確認を受けたうえで作業を進めること。
- ② 建築及び設備の設計工程を明確にし、各設計担当者相互の連絡を密にすることにより、設計作業が円滑に進むよう努めること。
- ③ 工事実施時に支障となることがないように、官公署等との打合せを緊密に行い、結果を文章で保存しておくこと。(例：建築主事、消防署、土木・下水管理者、電力、電話、ガス会社等)
- ④ 構造設計(荷重検討)は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第3条の規定に基づく「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」に基づき行う。ただし、発注者と協議のうえ「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説(1996)」((財)日本建築防災協会)、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」((社)公共建築協会)、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」((財)建築保全センター)等に準じて行うことができる。
- ⑤ 建築物の敷地、構造及び整備する設備に関する法令等を厳守するとともに、各種設計基準及び各設備のメーカー取扱基準等に基づいて設計を進めること。
- ⑥ 発電設備等に係る配線ルートについては、対象施設の保安・管理上支障がないルートを選定のうえ、発注者と協議するものとする。
- ⑦ 屋根上に太陽光発電パネルを設置する場合等、既存の建物の機能を損なう恐れがある場合は発注者との調整を十分行うこと。
- ⑧ 野だて方式で発電する場合は、第三者が容易に侵入しないための設備を設置するとともに、除草などの管理経費の削減について考慮すること。
- ⑨ プロポーザル提案内容と異なる内容とする必要が生じた場合は、発注者の了解を得ること。
- ⑩ この要領に明記されていない事項があるときは、発注者と協議して定めること。

## (2) 施工図及び施工費積算

- ① 設計図書用の紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、係員の指示によること。
- ② 設計図書は、全て氏名を記入すること。
- ③ 積算書等の書式は独自のものを使用することができる。(ただしA4版ファイル綴じを原則とする。)

## 4 施工の基準

### (1) 工事の進め方について

- ① 次の書類を指定の時期に発注者に提出すること。提出部数は各1部とする。  
様式は、発注者指定様式とし、定めがない場合は任意の様式で作成のこと。

・重要事項説明書	契約時
・工事監理業務計画書	業務着手前
・着手届	業務着手前
・担当技術者届	業務着手前

- ・ 業務計画書                      業務着手前
- ・ 業務工程表                      業務着手前
- ・ 打合せ議事録                      随時
- ・ 業務完了届                      業務完了時
- ・ 業務報告書類                      業務完了時（製本）

- ②業務の履行にあたり仕様書に記載された内容を熟知した上で、業務の遂行方針、業務執行体制、担当者出勤予定等を明記した工事管理業務計画書を策定し、発注者に提出し承諾を得ること。業務着手後は工事監理業務計画書に基づき業務履行に専念すること。なお、工事監理担当者について、所要の資格証明書等の写しを提出すること。
- ③建築基準法、建築士法、建設業法、消防法、電気事業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、各設備に係るメーカーの取扱基準等に従い施工すること。
- ④関係機関と打合せを行うときは、内容について事前に発注者と協議すること。また、打合せの内容及び結果について、重要事項については速やかに発注者に報告すること。
- ⑤最新の基準類に基づき工事監理を実施すること。基準類に拠りがたい特殊な工法、材料又は製品等を採用しようとする場合は、予め発注者と協議の上承諾を得ること。
- ⑥その他発注者が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

## (2) 工事に当たっての注意事項

- ①工事中の安全対策の実施は工事受注者において十分に行うこと。
- ②既設コンクリート床、壁等へ穴を空ける場合は、作業前の鉄筋の探査を実施するなど既設鉄筋を切断しないようにすること。
- ③地面を掘削等する場合は、既存埋設配管等の所在を確認し、損害を与えないよう留意すること。
- ④配管・配線なども含め、発電設備には要所に本業務に係る発電設備であることが確認できる表示をすること。
- ⑤発電設備の設置に際しては、対象施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール等）を作成し、発注者及び対象施設を担当する電気主任技術者と協議し、その指示に従うものとする。

## 5 工事完成時の基準

工事完成時には、現場で発注者の確認を受けること。

完成時には以下の資料を2部作成し、発注者に引き渡すものとする。完成図面はPDF形式データのほかにオリジナルCADデータ（JWW形式）も提出すること。

- ・ 完成図書書類・・・機器完成図、取扱説明書、完成図面、試験成績書、工事写真、打合せ議事録及び各種関係手続書類の写し 等